

令和元年台風第15・19号に係る被災者生活再建支援制度について

1 趣旨

令和元年台風第15・19号により住宅が全壊等の被害を受けられた方に対し、被災者生活再建支援制度による支援金を給付することとなりましたのでご報告します。なお、本件については11月の広報よこはまに掲載予定です。

2 受付

受付窓口：被災住居所在地の区役所福祉保健課 平日 8時45分～17時

受付開始：令和元年10月15日（火）

受付期限：基礎支援金 令和2年10月8日（木）まで

加算支援金 令和4年10月11日（火）まで

3 対象となる被災世帯

横浜市内に居住の世帯で、令和元年台風第15号による被害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊）
- (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
- (4) 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）

※住宅は実際に居住していたことが必要

4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額です。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※単身世帯は、各該当欄の金額の3/4の額

5 必要書類

- ・申請書
- ・罹災証明書
- ・住民票（各区役所ほかで発行）、通帳のコピー など

【担当】健康福祉局 福祉保健課 飯野・遠藤

【連絡先】671-4044

被災者生活再建支援制度のご案内

1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和元年台風第 15 号による被害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の 2 つの支援金が支給されます。

2 対象となる被災世帯

横浜市内に居住の世帯で、令和元年台風第 15 号による被害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊）
- (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
- (4) 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）

※ (1) (2) (4) は「罹災証明書」の被害区分がそれぞれ「全壊」、「半壊」、「大規模半壊」である必要があります。

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」である必要があります。

※ (2) (3) の場合は解体後の申請となります。(受付期限にご注意ください。)

3 支援金の支給額

支給額は以下の 2 つの支援金の合計額となります。

- A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区 分		A 基礎支援金	B 加算支援金		支給額 (A + B)
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊	100	建設・購入	200	300
	半壊解体		補修	100	200
	敷地被害解体		賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
補修			100	150	
賃借			50	100	
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊	75	建設・購入	150	225
	半壊解体		補修	75	150
	敷地被害解体		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

※ 1 大規模半壊世帯がやむを得ず住宅を解体した場合は、全壊と同じ支援内容となります。

※ 2 加算支援金の「賃借」については、公営住宅への入居は除きます。

※ 3 所得要件や用途制限はありません。

4 申請期限

A 基礎支援金：令和 2 年 10 月 8 日まで（災害のあった日から 13 か月の間）

B 加算支援金：令和 4 年 10 月 11 日まで（災害のあった日から 37 か月の間）

5 申請に必要な書類

【A 基礎支援金】

⇒ すべての世帯

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書（区福祉保健課でお渡し。横浜市 HP からダウンロード可能）
- ② 罹災証明書（各消防署で発行。土日祝含む9時～20時に発行受付。まずは電話で各消防署に連絡を）
- ③ 住民票（令和元年9月9日時点の住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの）
- ④ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー
（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印刷された部分）

⇒ 半壊解体の場合に必要な書類

- ⑤ 滅失登記簿謄本（従前の住宅が登記されておらず発行されない場合等にご相談ください）

⇒ 敷地被害解体の場合に必要な書類

- ⑥ 滅失登記簿謄本（従前の住宅が登記されておらず発行されない場合等にご相談ください）
- ⑦ 敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書のコピー等）

【B 加算支援金】

⇒ すべての世帯

- ⑧ 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書（または見積書+領収書）等のコピー
※1 契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。
※2 補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。

6 その他留意事項

- ・ 住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・ 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります
- ・ 借家等の大家は対象となりません（大家本人が実際に居住している場合は対象となります）。
- ・ 基礎支援金と加算支援金の申請を同時に申請する必要はありません。最初に基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・ 加算支援金のみを申請することはできません。
- ・ 加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に住宅の「建設・購入」を行う場合は、「建設・購入」として、2回目の申請を行うことができます。この場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円です（2回目に「補修」で申請する場合も同様です）。
- ・ 申請書の受付後、不足の書類があった場合等はあらためてご連絡させていただく場合があります。

7 支援金の支給

申請書は、横浜市での受付後、神奈川県を經由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人都道府県センター 被災者生活再建支援基金部」に送付されます。同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※申請受付から支給までは2～3ヶ月前後です。（書類等に不備がない場合）

8 申込・問合せ

【申込み・受付】〇〇区役所 福祉保健課 受付時間：平日8時45分～17時 電話：

【罹災証明書の発行】〇〇消防署 受付時間：土日祝含む9時～20時 電話：

※まずは電話で消防署に連絡を

【その他の証明書等の発行】住民票：区戸籍課、滅失登記簿謄本：法務局